

白石・福富・有明3町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 白石町、福富町及び有明町（以下「3町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 この合併協議会は、白石・福富・有明3町合併協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 3町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、合併に関し必要な事項

(協議会の事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、杵島郡白石町大字福田1312番地1に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長1名及び副会長1名は、3町の長が協議し、次条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 3町の長
- (2) 3町の議会の議長及び議会が選出する議員1名
- (3) 3町の長が協議して定めた学識経験を有する者10名以内

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委

員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 前 2 項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第 11 条 会長は、必要に応じて 3 町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(幹事会)

第 12 条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 13 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、3 町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 14 条 協議会に要する経費は、3 町が協議して負担する。

2 3 町は、前項の規定による負担金を年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、事務所の所在する町の例により会長が定める。

(監 査)

第 16 条 協議会の出納の監査は、3 町の長が協議し、3 町の監査委員のうちから 2 名に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第 17 条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬の額は、日額 4,500 円とし、又費用弁償の額は、日額 1,200 円とする。なお、その支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の処置)

第 18 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補 則)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 協議会が設けられた年度の経費の負担に関しては、第 15 条第 2 項中「年度開始後」とあるのは「協議会の予算成立後」と読み替えるものとする。